

「楽しい遊び場」構想基本計画策定

基本方針に基づく遊び場等について

— 屋外遊び場 —

基本方針に基づく遊び場等について

【これまでの審議】

○市内の既存の遊び場の活用方策等

- ①公園139箇所(市が所有)
- ②民間管理の緑地3箇所
- ③児童センター6箇所
- ④廃園の幼稚園・保育園など

上記は、遊び場等として有効活用が求められる

⇒ ただし、**すべての箇所の遊具整備等は困難**

基本方針に基づく遊び場等について

○市内の既存の遊び場の活用方策等

1. 少子化等を踏まえた短期的施策 ⇒
「屋内遊び場」の整備

2. 中長期的な展望による施策 ⇒
「屋外遊び場」の中心となる主要な公園等の
遊具改修等を施設所管課と連携しながら進
めていく。⇒ **中央公園を主とする都市公園
の遊具改修等**

市内の公園等の現状について

種類		数量	備考
都市公園	総合	2	中央公園 錦城山公園
	地区	1	松籟公園
	街区	4 4	桔梗ヶ丘公園 他
	緑地	2	かたらいの広場 憩いの広場
	近隣	5	古九谷の杜 他
	広場	1	砂走公園 あいあい広場
	風致	1	鶴仙溪公園
	特殊	1	橋立自然公園
その他公園	8 2	宅地造成等で設置した公園、緑地	
小計	1 3 9		
自主管理緑地	3	開発行為者にて管理している緑地 (小松ウォール、ソディック、ナイトック)	
合計	1 4 2		